

令和7年度 固定資産税（償却資産）申告の手引

1. はじめに	2
2. 償却資産について	
(1) 申告の対象となる資産	2
(2) 申告の対象にならない資産	3
(3) 償却資産の具体例	4
(4) 償却資産の主な業種別具体例	4
(5) リース資産を申告する方について	5
(6) 少額償却資産の取り扱いについて	5
3. 償却資産の申告について	
(1) 申告が必要な方	6
(2) 申告方法及び提出書類	6
(3) 申告についての注意事項	7
(4) 申告されない方、又は虚偽の申告をされた方	7
(5) 提出期限及び提出先	7
4. 償却資産の課税について	
(1) 納税義務者	8
(2) 評価額、課税標準額、税率、税額、免税点	8
5. 減価残存率表	9
6. 固定資産税（償却資産）と国税（法人税、所得税）との相違点	10
7. 非課税・特例が適用される資産	
(1) 非課税の対象となる資産	11
(2) 課税標準の特例が適用される資産	11
8. 申告書の書き方	13



国東市役所 税務課 資産税係

問い合わせ先 TEL：0978－72－1111

1. はじめに

平素より国東市税務行政に格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。さて、事業用に供されている資産（償却資産）を所有されている方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在所有している資産を、資産が所在する市町村へ1月31日までに申告することが義務付けられております。

※今年度は**令和7年1月31日（金）までが申告期限**となります。

2. 償却資産について

個人や法人で工場・商店などを経営している方、駐車場・アパートなどを貸し付けている方が、その「事業のために用いる」ことができる構築物・機械・工具・器具・備品等の固定資産を償却資産といい、土地や家屋と同じく固定資産税が課税されます。

ただし、営業権・特許権・漁業権などの無形固定資産や、自動車税の課税対象となる自動車、軽自動車税の課税対象となる軽自動車等は課税の対象とはなりません。

（1）申告の対象となる資産

- ①有形固定資産（償却資産）として帳簿処理しており、国東市内に所在する全ての資産。ただし、家屋及び自動車税・軽自動車税の対象となる車両は除きます。
- ②企業会計上、簿外資産として取り扱われている資産（会社の帳簿には記載されていない資産）であっても、1月1日現在事業の用に供されている資産、又は供しうる資産。
- ③企業会計上、建設仮勘定で経理されている資産（稼働している資産）であっても、その一部又は全部が1月1日現在事業の用に供することができる状態にある資産。
- ④すでに減価償却を終わり、残存価額のみ帳簿経理されている資産。
- ⑤遊休資産（稼働を休止しているが、維持補修が行われている資産）、未稼働資産（既に完成しているが、まだ稼働していない資産）であっても、1月1日現在事業の用に供することができる状態にある資産。
- ⑥貸店舗等において、家屋の所有者以外の方（賃借人）が家屋に取り付けた附帯設備で、取り付けた方がその事業の用に供することができる資産である場合に限り、地方税法第343条第10項及び国東市税条例第54条第8項の規定により、取り付けた方を所有者とみなしますので、申告の対象となります。ただし、自己所有の建物を通常の維持管理の必要

から改修された場合は、償却資産としての申告の必要はありません。

- ⑦太陽光発電設備について、事業に用いるものであれば発電出力量の多少によらず、申告の対象となります。また個人設置の場合、発電出力量が10kw以上であれば、申告の対象となります。
- ⑧耐用年数が1年以上で、かつ1個（又は1組）あたりの取得価額が10万円以上（取得時期により20万円以上）の資産。詳細は以下のとおりです。

【個人の場合】

取得時期	平成元年3月31日以前に取得した資産	平成元年4月1日～平成10年12月31日までに取得した資産	平成11年1月1日以降に取得した資産
取得価額	10万円以上	20万円以上	10万円以上

【法人の場合】

取得時期	平成元年3月31日以前に取得した資産	平成元年4月1日～平成10年3月31日以前に開始した事業年度末に取得した資産	平成10年4月1日以降に開始した事業年度に取得した資産
取得価額	10万円以上	20万円以上	10万円以上

（※）法人の場合は表中の金額未満でも、税務会計上資産として計上し、個別に減価償却しているものについては償却資産として申告の対象となります。詳細は「（6）少額償却資産の取り扱いについて」をご参照ください。

（2）申告の対象にならない資産

- ①自動車税の課税対象となる自動車、及び軽自動車税の課税対象となる軽自動車など。（軽自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車）
- ②生物。ただし観賞用、興行用及びこれらに準ずることに用いるものは申告の対象となります。
- ③無形固定資産（特許権、商標権、営業権、ソフトウェアなど）
- ④書画骨董。ただし複製のようなもので、単に装飾的目的にのみ使用されるものは申告の対象となります。
- ⑤繰延資産（開業費、開発費など）や棚卸資産（商品、貯蔵品など）

- ⑥法人税法第64条の2第1項、所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産（ファイナンスリース取引に係るリース資産）で、取得価額が20万円未満のもの。ただし、平成20年4月1日以後に契約を締結したものに限りません。
- ⑦耐用年数が1年未満の資産（即時償却を除く）。

（3）償却資産の具体例

種類	具体例
構築物	広告塔、駐車場の舗装、フェンス、外構、家屋所有者以外の者が施工した内装、その他
機械及び装置	印刷機、旋盤などの工作機械類、ブルドーザー、クレーンなどの建設機械類、いろいろな物品の製造や食料品の加工設備類、機械式駐車場設備やビルの変電設備、太陽光発電装置、その他
船舶	漁船、モーターボート、ヨット、水上バイク、その他
航空機	飛行機、ヘリコプター、その他
車両及び運搬具	フォークリフトなどの構内運搬車両、ホイールクレーンなどの大型特殊車両、その他 ※自動車や原動機付自転車のように自動車税や軽自動車税の対象となるものは除きます。
工具・器具及び備品	ドリルなどの工具類、複写機、パソコンなどの事務機器、理・美容業用機器、医療機器、応接セット、陳列棚、冷蔵庫、ルームエアコン、自動販売機、カラオケセット、その他

（4）償却資産の主な業種別具体例

業種	主な償却資産の内容
共通	事務机、テーブル、イス、応接セット、ロッカー、金庫、コピー機、エアコン、パソコン、電話機、ファクシミリ、テレビ、看板、太陽光発電設備、陳列棚など
飲食業	厨房用品、冷蔵庫、冷凍庫、カラオケなど
理・美容業	理容・美容イス、応接セット、消毒殺菌機、タオル蒸器、パーマ器、サインポールなど
小売業	冷蔵ストッカー、陳列棚、自動販売機、レジスターなど
医（歯）業	手術機器、レントゲン機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ、消毒殺菌用機器など
不動産貸付業	金属フェンス、駐車場の舗装、太陽光発電設備など

(5) リース資産を申告する方について

リース資産はその契約の内容により、資産を貸している人（リース会社など）に申告していただく場合と、実際に資産を借りて事業に使用している人に申告していただく場合があります。

リース契約の内容	資産を 借りている人	資産を 貸している人
【通常の賃貸借契約によるリース資産】 期間満了と同時に資産が回収される場合 (所有権移転外ファイナンスリース)	申告不要	申告が必要
【実際の売買にあたるようなリース資産】 リース後に資産が使用者の所有物となるような場合	自己の資産として申告が必要	申告不要

※ 平成20年4月1日以後に契約を締結した「所有権移転外ファイナンスリース」については、所得税・法人税における所得の計算上、売買取引として取り扱うよう変更されていますが、固定資産税（償却資産）においては、これまでどおり所有者である賃貸人（リース会社など）が申告をする必要があります。

(6) 少額償却資産の取り扱いについて

取得価額が少額である償却資産の申告は、税務会計上の経理区分によって、その取り扱いが異なります。

取得価額	個別に減価 償却している 資産	中小企業等 の少額減価 償却資産特 例	3年間で 一括償却	一時的に 損金算入
10万円未満	申告必要	申告必要	申告不要	申告不要
10万円以上 20万円未満				
20万円以上 30万円未満				
30万円以上				

※ 国税（法人税及び所得税）と固定資産税（償却資産）とでは取扱が異なるところがあります。詳細は「6. 固定資産税（償却資産）と国税（法人税、所得税）との相違点」を参照ください。

3. 償却資産の申告について

(1) 申告が必要な方

令和7年1月1日現在、事業を営んでいる方（個人・法人は問いません）で、事業のために用いる償却資産を所有する全ての方が対象です。

償却資産の多少にかかわらず、また増減が無い場合でも必ず申告をお願いします。

(2) 申告方法及び提出書類

① はじめて申告される方

提出書類・・・申告書、種類別明細書（国東市内に所在する全ての資産を記載してください）、**【個人のみ】** 本人確認書類写し（運転免許証、マイナンバーカード表面いずれか1点：**電子申告なら不要**）

② 前年度に申告されている方

令和6年1月2日から令和7年1月1日の間に増加・減少した資産または、令和6年1月1日以前に取得した資産で申告漏れ等のあった場合は申告書、種類別明細書、**【個人のみ】** 本人確認書類写し（運転免許証、マイナンバーカード表面いずれか1点：**電子申告なら不要**）

	申告書	※【個人のみ】 本人確認書類	種類別明細書		留意事項
			増加資産 全資産用	減少 資産用	
資産の増減が無い方	○	○	×	×	申告書「18 備考」欄に「資産の増減なし」と記載してください。 申告書「18 備考」欄に「資産の増減あり」と記載してください。
増加した資産がある方	○	○	○	×	
減少した資産がある方	○	○	×	○	
増加・減少資産が両方ともある方	○	○	○	○	
事業を廃止された方	○	○	×	×	申告書「18 備考」欄にその旨を記載してください。（例：「令和〇〇年〇〇月〇〇日廃業」）

※窓口に来られる方は本人確認書類の提示でも可

③新設・増設等で新しく太陽光発電設備を取得した方

添付書類・・・電気事業者と締結している売電契約書の写し、
ソーラーパネル配置平面図等の写し

(3) 申告についての注意事項

- ① 事業所の解散、廃業、社名や住所などの変更をされた場合は、申告書中「18 備考」欄にその旨を記載してください。
- ② 申告書を郵送される方で、控用の返送を希望される場合は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。

(4) 申告されない方、又は虚偽の申告をされた方

① 正当な理由が無く申告されない場合は、地方税法第386条及び国東市税条例第75条の規定により過料を科せられることがあるほか、同法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることがありますので、期限までに必ず申告してください。

② 虚偽の申告をされますと地方税法第385条の規定により、罰金刑を科せられることがあります。

③ 申告漏れ資産があった場合は、地方税法第17条の5の規定により最大で5年間遡って課税されることがあります。

(5) 提出期限及び提出先

① 提出期限・・・令和7年1月31日(金)

② 提出先・・・以下のうち、いずれかに提出してください。

○国東市役所 税務課 資産税係 (TEL:0978-72-1111)

〒873-0503 大分県国東市国東町鶴川 149 番地

○国見総合支所 地域振興課 (TEL:0978-82-1111)

〒872-1401 大分県国東市国見町伊美 2300 番地 1

○武蔵総合支所 地域振興課 (TEL:0978-68-1111)

〒873-0412 大分県国東市武蔵町古市 1086 番地 1

○安岐総合支所 地域振興課 (TEL:0978-67-1111)

〒873-0293 大分県国東市安岐町中園 100 番地

4. 償却資産の課税について

(1) 納税義務者

賦課期日（1月1日）現在において償却資産を所有する方が納税義務者となります。

(2) 評価額、課税標準額、税率、税額、免税点

①評価額は以下の計算によって求められます。

【前年中に取得された償却資産】

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times (1 - \text{減価率} / 2)$$

【前年前に取得された償却資産】

$$\text{評価額} = \text{前年度の価格} \times (1 - \text{減価率}) \cdots (a)$$

※ただし、(a)により求めた額が、(取得価額 $\times$ 5/100)に満たない場合は、(取得価額 $\times$ 5/100)の額になります。

(例1) 令和6年購入のコピー機（耐用年数5年、取得価額1,250,000円）の令和7年度評価額について

$$1,250,000 \text{円} \times (1 - 0.369 / 2)$$
$$= 1,250,000 \text{円} \times 0.815$$
$$= 1,018,750 \text{円 (評価額)}$$

※耐用年数が「5年」なので減価率は「0.369」になります。
減価率については「5. 減価残存率表」を参照ください。

(例2) 令和5年購入のパソコン（耐用年数4年、取得価額300,000円）の令和7年度評価額について

令和6年度

$$300,000 \text{円} \times (1 - 0.438 / 2)$$
$$= 300,000 \text{円} \times 0.781$$
$$= 234,300 \text{円 (前年度の評価額)}$$

令和7年度

$$234,300 \text{円} \times (1 - 0.438)$$
$$= 234,300 \text{円} \times 0.562$$
$$= 131,676 \text{円 (評価額)}$$

※耐用年数が「4年」なので、減価率は「0.438」になります。
※評価額の1円未満の端数は切り捨てます。

- ②償却資産は、原則として①で求められた評価額が課税標準額となります。
- ③税率は、100分の1.4です。
- ④税額(100円未満切捨)＝課税標準額(1,000円未満切捨)×税率(1.4%)
- ⑤免税点について、国東市内で同一人が所有する償却資産の合計課税標準額が150万円未満の場合は、課税されません。

5. 減価残存率表

耐用 年数	減価率	減価残存率		耐用 年数	減価率	減価残存率	
	(r)	前年中取得のもの ($1-r/2$)	前年前取得のもの ($1-r$)		(r)	前年中取得のもの ($1-r/2$)	前年前取得のもの ($1-r$)
2年	0.684	0.658	0.316	26年	0.085	0.957	0.915
3年	0.536	0.732	0.464	27年	0.082	0.959	0.918
4年	0.438	0.781	0.562	28年	0.079	0.960	0.921
5年	0.369	0.815	0.631	29年	0.076	0.962	0.924
6年	0.319	0.840	0.681	30年	0.074	0.963	0.926
7年	0.280	0.860	0.720	31年	0.072	0.964	0.928
8年	0.250	0.875	0.750	32年	0.069	0.965	0.931
9年	0.226	0.887	0.774	33年	0.067	0.966	0.933
10年	0.206	0.897	0.794	34年	0.066	0.967	0.934
11年	0.189	0.905	0.811	35年	0.064	0.968	0.936
12年	0.175	0.912	0.825	36年	0.062	0.969	0.938
13年	0.162	0.919	0.838	37年	0.060	0.970	0.940
14年	0.152	0.924	0.848	38年	0.059	0.970	0.941
15年	0.142	0.929	0.858	39年	0.057	0.971	0.943
16年	0.134	0.933	0.866	40年	0.056	0.972	0.944
17年	0.127	0.936	0.873	41年	0.055	0.972	0.945
18年	0.120	0.940	0.880	42年	0.053	0.973	0.947
19年	0.114	0.943	0.886	43年	0.052	0.974	0.948
20年	0.109	0.945	0.891	44年	0.051	0.974	0.949
21年	0.104	0.948	0.896	45年	0.050	0.975	0.950
22年	0.099	0.950	0.901	46年	0.049	0.975	0.951
23年	0.095	0.952	0.905	47年	0.048	0.976	0.952
24年	0.092	0.954	0.908	48年	0.047	0.976	0.953
25年	0.088	0.956	0.912	49年	0.046	0.977	0.954
				50年	0.045	0.977	0.955

(固定資産評価基準別表15「耐用年数に応ずる減価率表」より抜粋)

6. 固定資産税（償却資産）と国税（法人税、所得税）との相違点

項目	固定資産税（償却資産）	国税（法人税、所得税）
償却資産の期間	暦年	事業年度
減価償却の方法（※1）	定率法（国税では旧定率法にあたる）	建物以外の資産は定率法、定額法の選択制
前年中新規取得資産	半年償却（1／2）	月割償却
圧縮記帳制度	認めない	認める
中小企業の少額減価償却資産の特例（※2）	認めない	認める
特別償却・割増償却（租税特別措置法）	認めない	認める
増加償却（法人税法・所得税法）	認める	認める
評価額の最低限度（※3）	取得価額の5％	1円（備忘価額）
改良費（※4）	区分評価	原則区分評価

※1 平成19年度税制改正により、国税において減価償却の方法が変更になりましたが、固定資産税（償却資産）における減価償却の方法には変更はありません。

※2 租税特別措置法の規定により、中小企業者に該当する法人及び個人事業者が平成18年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得した取得価額30万円未満の減価償却資産については、取得価額の全額を損金算入できることとなっています（即時償却）。しかし、この規定は固定資産税（償却資産）には適用されません。したがって、これらの資産は申告の対象となりますので注意してください。

※3 平成19年度税制改正により、国税において残存価額が廃止されて、償却可能限度額が1円（備忘価額）まで引き下げられましたが、これらの規定は固定資産税（償却資産）には適用されませんので注意してください。

※4 償却資産の改良のため支出した金額（資本的支出）がある場合は、本体部と区分して申告してください。この場合、本体と同一の耐用年数を使用してください。

7. 非課税・特例が適用される資産

(1) 非課税の対象となる資産

→ 地方税法第348条に規定する資産

(2) 課税標準の特例が適用される資産

→ 地方税法第349条の3、同法附則第15条及び63条に規定する資産

特例対象 資産	適用 期間	特例率	適用条項		添付書類
内 航 船 舶 (漁船など)	—	1/2	地方税法 第349条の3	第5項	船舶原簿、船籍票および登録票の 写し、検査証書、航海日誌等
汚 水 又 は 廃 液 処 理 施 設	—	1/2	地方税法 附則第15条	第2項 第1号	特定施設設置（使用、変更）届出 書の写し
再生可能エネ ルギー発電設 備（10kw以 上の太陽光発 電装置）	3年 度分	2/3		第25項 第1号	R2.4.1～R8.3.31に「再生可能エ ネルギー事業者支援事業費補助 金」を受けて取得し、固定価格買 取制度の認定を受けていない <u>1,000kw未満</u> の太陽光発電設備 の場合 ①「補助金交付決定通知書」の 写し ②ソーラーパネル配置平面図等の 写し ③電気事業者と締結している売電 契約書の写し等
再生可能エネ ルギー発電設 備（10kw以 上の太陽光発 電装置）	3年 度分	3/4	地方税法 附則第15条	第25項 第2項	R2.4.1～R8.3.31に「再生可能エ ネルギー事業者支援事業費補助 金」を受けて取得し、固定価格買 取制度の認定を受けていない <u>1,000kw以上</u> の太陽光発電設備 の場合 ①「補助金交付決定通知書」の 写し ②ソーラーパネル配置平面図等の 写し ③電気事業者と締結している売電 契約書の写し等

※「導入促進基本計画に基づき先端設備導入計画の認定を受けた中小企業者が新たに取得した資産」の特例は地方税法改正により、令和5年4月1日から賃上げの有無が特例率などに反映されます。

設備の取得時期	賃上げ の表明	減免 期間	特例率	適用条項	添付書類
R5. 4. 1～R7. 3. 31	-	3 年 度分	課税標準 額をゼロ に軽減	旧地方税法附 則第 64 条	①先端設備等導入計画に係る 認定申請書の写し ②先端設備導入計画に係る 認定書の写し ③工業会等による生産性向上 設備の要件を満たすことの 証明書の写し (申告がリース会社の場合は以 下も必要) ④リース契約書の写し ⑤リース事業協会が確認した 固定資産税軽減額計算書の 写し
R5. 4. 1～R7. 3. 31	無し	3 年 度分	1/2	地方税法附則 15 条第 44 項	
R5. 4. 1～R6. 3. 31	有り	5 年 度分	1/3	地方税法附則 15 条第 44 項	
R6. 4. 1～R7. 3. 31		4 年 度分	1/3	地方税法附則 15 条第 44 項	

※ 先端設備導入計画の認定や制度の詳細については当市の観光・地域産業創造課
(TEL : 0978-72-5183) へお問い合わせください。